

令和4年度 社会福祉法人「じねんじょ」事業計画



1 法人（本部）事業計画

【法人理念】

- 一人ひとりの人権を尊重し、その人らしさを大切にした支援を行うこと
- 安全で安心できる場であること
- 地域の人達と積極的に交流し、地域に根ざした日々の活動を行うこと

【基本方針】

令和3年5月に生活介護サービス事業所「だいち」が新規に運営開始された。そのことで、18歳以上のメンバーの居場所（生活介護事業）についての量的な収容能力を高めることができました。本年度は利用者の環境改善を含めた支援の質の向上に努めます。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下、医療的ケア児支援法という）が令和3年9月18日施行されました。法の目的にあるように、医療的ケア児の心身に状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることを重要な課題として捉え、それらに対する支援措置等は国・地方公共団体の責務となりました。

当法人も医療的ケア児支援法の基本理念に則り重症心身障害児のみならず医療ケア児及び家族に対し必要な支援が提供できるように体制整備していきます。

- ① 幅広い高度な専門性に基づく本人への支援・家族支援の機能づくりをする。
- ② 医療的ケア児の家族等からの様々なニーズ（不安、困り感など含む）をしっかりと受けとめ（ワンストップ）寄り添った相談支援をしていきます。
- ③ 医療、保健、福祉、教育、労働等の多種多様な機関との連携や支援調整などのマネジメント、（医療）コーディネートの機能づくりをする。

そして、令和6年度報酬改定に向け、効率的な運営や職員配置などの研究をします。

① 本部を含めた各事業体制について

- ・法令等遵守（コンプライアンス）の徹底労働施策総合推進法

社会福祉法など関係法令はもとより、法人の理念や諸規程を遵守する。

労働施策総合推進法の改正に伴い、労働環境の整備、諸規定を見直し適正な運営と研修等を通して職員教育を図ります。

- ・組織統治（ガバナンス）の確立

実効性のある組織体制を構築し、本部及び各事業が適正に運営できるよう努めます。

- ・健全な財務規律の確立

公益性の高い事業活動を推進することにおいて、収益性の低い事業運営も必要になることが想定されることから、各事業の独立性を担保しながら事

業区分間で資金協力図ります。

- ・地域貢献及び公益的な貢献活動の推進をします。
地域における様々な福祉課題、生活課題に対して、関係機関などと連携・協働を図り公益的な取り組みを推進します。
- ・人材の定着、育成のために「働きやすい」「魅力がある」「やりがいのある」福祉の職場づくりをします。
- ・職員の質の向上、福祉サービスの質の向上となるよう内外の研修に参加します。また、リーダー養成を目的に5年計画で実施して行きます。

② 利用者（メンバー）支援について

- ・メンバー（利用者）のライフステージに沿った「ウキウキ！わくわく！」「本人が輝く」「笑顔が生まれる」生活提案をします。
- ・本人の意思決定支援について、個別支援計画や各支援会議に反映します。
- ・メンバーの体を守り本人なりの自立を促し、職員（介助者）の体を守りメンバーに寄り添うためのノーリフティングケアを推進します。
- ・「合理的配慮」がなされた良質かつ安心・安全なサービスを提供します。
- ・障害者差別・虐待のない社会を目指します。
- ・障害児者の地域生活の総合的な支援が行えるよう相談支援の体制を整えます。

③ I C T（情報通信技術）等の有効活用について

- ・メンバーのコミュニケーション支援として音声入力などのアプリや、さまざまな機器の活用について研究し導入をします。
- ・コミュニケーションツールや ICT（情報通信技術）技術を研究し、WEB会議などの活用や SNS を利用した法人、事業の情報提供、求人情報の発信など業務・事務の省力化と効率を図ります。

④ 災害発生時の体制について

- ・災害予防対策や災害時支援体制の構築に向けた取組をします。
- ・感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供するために、業務継続計画（BCP）の策定をします。

令和4年度生活介護サービス事業所「じねんじょ」事業計画

生活介護サービス事業所「だいち」事業計画

【基本方針】

センターの理念に基づき、メンバーの「その人らしさを大切にした生活設計」を共に考え、生活能力（コミュニケーション能力や身体機能など）や家族力の維持・向上を図り、日中活動を含む、一日の生活が充実するように努めます。医療的ケアが必要なメンバーも増えてきており、身体的ケアと心の豊かさのバランスを図りながら、メンバーの状態に合わせ日中サービスの提供ができるよう、支援内容の見直しをしていきます。

登録者数は、じねんじょ 32名、だいちは 21名です。本年度高等部を卒業して



の新規利用契約者が3名あります。平均年齢は28.3歳となっています。
年齢層も18歳から最年長の44歳まで年齢幅があり、本人の加齢に伴う様々な課題、家庭介護力についても、家族の思いを整理しながら、関係機関や地域資源を巻き込みながら対策に取り組んでいきます。

【今年度の重点目標】

- ・地域交流を大きなテーマとし、じねんじょメンバーと活動を知り合っていただき、地域の方と共に楽しめる場所を創る
- ・本人の機能維持及び向上や、取り巻く環境の変化に対して多職種連携を図り、また、地域資源を組み入れて、それぞれの状態像に合わせた個別支援計画の充実を図る
- ・安定した在宅生活を維持する為に、他の障害福祉サービス事業や関係機関と情報共有に努める
- ・コロナ感染予防をしながら、他施設との交流活動を通して経験値を上げ、生活の幅を広げる
- ・ICTを活用することで、施設内外を問わず活動の幅を広げ、主体的な活動参加ができる環境づくりをする
- ・メンバーへの安心安全な介助及び、職員の介護軽減を目的とし、ノーリフティングケアを実践する

令和4年度放課後等デイサービス事業「むく」事業計画 【基本方針】

医療的ケア児支援法の施行に伴い、基本理念を理解し、メンバーの支援及び家族支援について見直します。

就学しているメンバーに対して学校や他事業所等と連携を図りながら、児が安定した生活が送れるように支援します。

学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援と生活が実現するよう努めます。

【今年度の重点目標】

令和4年度 生活介護サービス事業所 じねんじょ+だいち 年齢構成

年齢	人数	割合	
40~	1	1.9%	48.1%
35~39	9	17.3%	
30~34	15	28.8%	
25~29	7	13.5%	51.9%
20~24	11	21.2%	
18~19	9	17.3%	
合計	52	100.0%	100.0%

平均年齢 28.3歳 (表1)

むく(放課後等デイサービス) 学年構成

学年		人数	割合	
高等部	3年	2	5.9%	17.6%
	2年	3	8.8%	
	1年	1	2.9%	
中学部	3年	1	2.9%	32.4%
	2年	6	17.6%	
	1年	4	11.8%	
小学校部	6年	6	17.6%	29.4%
	5年	2	5.9%	
	4年	2	5.9%	
	3年	1	2.9%	
	2年	2	5.9%	
合計		34	100.0%	100.0%

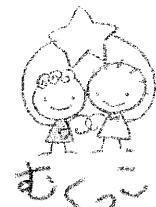
平均年齢 11.4歳 (表2)

- ・「自己選択、自己決定」等も踏まえながら、子どものできること、得意なことに着目した支援を行う
- ・幼児期、児童期、成人期とライフステージを通しながら、必要に応じて学校や他事業所と情報を共有し、子どもとご家族の生活・子育て支援に努める
- ・保護者等からの事業所評価、事業所職員における自己評価を分析し、より良い支援に努める
- ・医療的ケア児支援法の施行に伴い、メンバーへの支援及び家族の支援について見直します。については、自宅送迎希望の方に対して実施していきます。
- ・研修会や勉強会、他施設への見学などを重ね見識を深め、支援の質を高めます

令和4年度 児童発達支援事業「むくっこ」事業計画

【基本方針】

児童発達支援事業（重症児型）と居宅訪問型児童発達支援事業の多機能型事業体系として取り組んでいます。居宅訪問型児童発達支援事業の利用者の登録1名で昨年度は利用ありませんでした。しかし、通園が難しいご家族のために事業登録は継続します。R4.2月現在では、重症心身障害児の非該当の利用は2人の状況ですが、医療的ケア児支援法の施行もあり、医療的ケア児に対しても利用できる体制づくりをします。また、家族に対する支援においても、法の基本理念に沿いながら、安心して子どもを生み、育てることができる環境整備をします。



子どもの障害の状態及び発達の過程・特性等に十分配慮しながら、子どもの成長を支援していきます。兄弟児を含む、子育て家族に対して、子どもの「育ち」や「生活」など安心・安定できる環境を整え家庭力を高める支援を行います。

また、相談支援専門員（医療的ケア児等コーディネーターなど）と連携し効果的な相談援助に取り組み、医療機関をはじめ保育・学校関係・施設等と連携し地域で安心して暮らしていくように支援をします。

【今年度の重点目標】

- ・発達の傾向や状況等をアセスメントし個別支援計画の充実をする
- ・家族が本人の特性や発達の理解できるように手助けする
- ・他児との交流及び母親同士のつながりができる環境づくりをする
- ・自宅送迎希望の方に対して実施していきます。
- ・研修会や勉強会、他施設への見学などに積極的に参加し、総合的な生活・発達支援の専門性を高める

むくっこ(児童発達支援)構成

区分		人 数	割合	区分
未 就 学 児	年長	0	0.0%	71.4%
	年中	3	42.9%	
	年少	2	28.6%	
	3歳未満	2	28.6%	
	合計	7	100.0%	100.0%

平均年齢 3.1 (表3)

※利用予定者(未登録) 3名

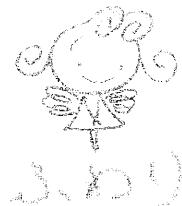
- ・児童期から学童期への移行のサポート体制を図る
- ・「むくっこ」メンバーと一緒に地域資源を活用し、地域の福祉振興に努める

令和4年度 居宅介護事業「ヘルパーステーションふわり」事業計画

【基本方針】

居宅介護事業「ふわり」は、利用者が居宅において日常生活を営むのに必要な身体介護を行うことで、利用者の安定した在宅生活の継続を目指します。併せて余暇支援を行い、利用者の活動範囲を広げることで、生活の質の向上を図ります。

居宅に入ることで見えてくる生活情報や本人の新たなニーズ、そして余暇支援での個別の様子や特性などの情報を関連機関等と共有しながら、本人の個別支援計画に反映します。



【今年度の重点目標】

- ・利用者的人格と意思を尊重した支援を行う
- ・利用者的心身の状態及び生活環境に応じた適切な支援を行う
- ・新規利用者の受け入れに際して、合理的配慮、医療的ケア・介護技術、障がいの知識、特性の理解などを職員と協議、分析し安心・安全な環境づくりに努める
- ・利用者を取り巻く環境や状態、家庭背景などを総合的に把握し、本人らしく社会参加することができる余暇外出の提案をする
- ・研修会への参加や勉強会を開催し、職員の介護技術等の向上を図る

介護方法の見直し、センター全体の介護技術向上を図る

各事業所における介護技術向上の担い手育成を図る

介護負担軽減に有効な機器の情報収集、職員との共有し実施を重ねる

- ・利用者が安心して暮らすことのできる地域へと働きかける

地域での活動の幅を広げ、日常生活、社会参加するうえでの様々なバリアに対して、利用者目線で困ったことや改善してほしいことなどの把握に努める

地域の福祉団体、事業所などと社会福祉の基盤づくりのために共に働く

令和4年度 「相談支援事業所じねんじょ」事業計画

【基本方針】

相談支援事業所じねんじょは、福祉サービス利用者を対象とした計画相談支援、障害児通所支援を利用する障害児を対象とした障害児相談支援を行います。契約者数は児と者とを合わせて 101 名（R3.3 現在）です。

- ・障害のある人が生活をしていく中で直面する様々な問題や課題について相談に応じ、下関市でその人らしくいきいきと暮らしていくための支援を行っていきます。

- ・利用者やご家族の想い、願いや問題・課題解決に向けてのスピードをしっかりと受け止めながら支援をすすめていきます。また利用者の尊厳を尊重し、利用者主体の支援を行うよう努めます。
- ・利用者のもっている能力や生きる力を引き出し、利用者一人ひとりの願う「自立」にむけて踏み出せるような支援を目指します。また虐待の防止や早期発見、利用者の意見や意向の代弁など、エンパワメントと権利擁護の視点で支援を行います。
- ・医療的ケア児等コーディネーターとして、医療的ケア児等に対し本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システム構築するためのキーパーソンとしての役割を果たせるよう努めます。

【今年度の重点目標】

- ・計画策定の過程において利用者の意思を尊重した支援を行う
- ・法人内各事業所のサービス管理責任者等との円滑な情報共有に努める
- ・医療的ケア児等に関する専門的な知識と経験の蓄積を行う
- ・重症心身障害児者を守る会が受託している医療的ケア児等相談会及び家族交流会事業へ携わり、医療的ケア児等を中心とした支援者のネットワークづくりを行う
- ・多職種連携を実現するための水平関係（パートナーシップ）の構築力を高める
- ・他の相談支援事業所との連携を図り、地域課題について検討する
- ・相談スキルアップのために外部研修に参加する
- ・人権権利擁護等の外部研修へ参加し、内部研修の計画・実施をすることで、法人全体の職員の人権権利擁護の意識向上を図る

みんな
つながって
いる
